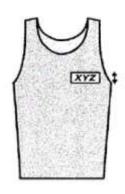
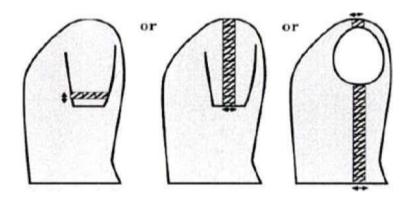
IPC Athletics 公認 2016 ジャパンパラ陸上競技大会における 広告に関する規程

I ベスト

1 製造会社名/ロゴは以下の通りとする。 製造会社名/ロゴを前に1カ所表示可 文字が高さ4cm以内、トータルのロゴの高さは5cm以内 面積30cm以内の長方形



製造会社の装飾的なデザインマークの例 10 cm以内の帯状



- 2 クラブ名、クラブスポンサー名/ロゴ、またはクラブロゴまたは競技者個人のスポンサーロゴのいづれか1つを前部の右胸に表示することができる。 直接プリントした場合は字の高さ、ワッペンをつけた場合はその高さは4cm以内 面積は40m以内の長方形とする。
- 3 クラブ名はベストの後部につけることができる。文字の高さは4cm以内とし、長 さの制限は設けない。

Ⅱ レオタード

1 製造会社名/ロゴ(前に1ヵ所)文字が高さ4cm以内、トータルのロゴの高さは5cm以内

面積30㎡以内の長方形

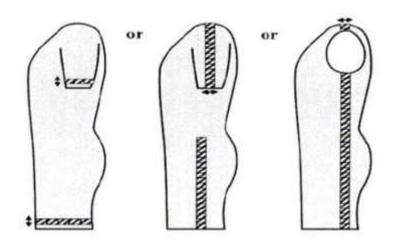
製造会社名/ロゴ(前に2ヵ所) 文字が高さ3cm以内、トータル のロゴの高さは4cm以内

面積20cm²以内の長方形





製造会社名/ロゴの例 製造会社の装飾的なデザインマーク: 10 cm以内の帯状



- 2 クラブ名、クラブスポンサー名/ロゴ、またはクラブロゴまたは競技者個人のスポンサーロゴのいずれか1つを前部の右胸に表示することができる。 直接プリントした場合は字の高さ、ワッペンをつけた場合はその高さは4cm以内 面積は40cm以内の長方形とする。
- 3 クラブ名はレオタードの後部につけることができる。文字の高さは4cm以内とし 長さの制限は設けない。

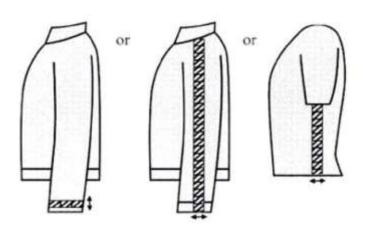
Ⅲ トップス、トレーニングウエア上衣、Tシャツ、トレーナー 、レインジャケット

1 製造会社名/ロゴを前に1カ所表示可 文字が高さ4cm以内、トータルのロゴの高さは5cm以内

面積40cm²以内の長方形



製造会社の装飾的なデザインマークの例 10 cm以内の帯状



- 2 クラブ名、クラブスポンサー名/ロゴ、またはクラブロゴまたは競技者個人のスポンサーロゴのいずれか1つを前部の右胸に表示することができる。 直接プリントした場合は字の高さ、ワッペンをつけた場合はその高さは4cm以内 面積は40m以内の長方形とする。
- 3 クラブ名は後部につけることができる。文字の高さは4cm以内とし、長さの制限 は設けない。

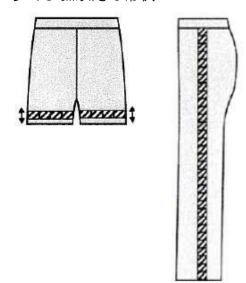
Ⅳ 下半身の衣類(ソックス、ショーツ、タイツ等(レオタードを除く)

1 製造会社名/ロゴを1カ所表示可

高さ4cm以内、面積20cm以内

XYZ

製造会社の装飾的なデザインマークマーク 10 cm以内の帯状



Ⅴ ソックス

ソックスの製造会社名/ロゴ例 それぞれのソックスに1ヵ所に表示することができる。

高さ3cm以内、面積6cm²以内とする。

競技者名をそれぞれのソックスに1ヵ所表示することができる。高さ2cm以内とする。

製造会社のグラフィックまたは象徴的なロゴは、上端に5cmを超えない帯状の 1本あるいは繰り返して使用できる。



Ⅵ シューズ

競技者が使用するシューズの製造会社名/ロゴは、サイズに制限を設けない。

Ⅲ その他の衣類

競技中に競技者によって使用されるその他の衣類(ヘッドギア、帽子、ヘッドバンド、手袋、メガネ、サングラス、リストバンドなど)の製造会社名/ロゴは、 衣類(製品) 1 つにつき 1 ヵ所表示することができる。

面積は6㎡以内とする。

Ⅲ 個人のバッグ

競技者および競技役員が競技場で使用するバッグの製造会社名/ロゴ 各バッグ2ヵ所まで表示することができる。

それぞれの表示の大きさは25 ㎡以内とする。

競技者が競技場内で使用する各バックには、ナショナルチームまたは所属連盟の ロゴ、旗、当該国の象徴を2ヵ所表示することができる。

それぞれの表示の大きさは25 ㎡以内とする。

IX 競技用具について(IPC規程)

- 1 レース用車椅子 ⇒ 3つの器具(2つの大輪と1つのフレーム)とみなし、それぞれに製造会社のロゴを1ヵ所表示することができる。サイズは販売時に製品についている範囲内とする(特定の競技者用の大きさであってはならない)。
- 2 投てき台 ⇒ 1 つの器具とみなし、**製造会社のロゴ**を 1 ヵ所表示する ことができる。サイズは販売時に製品についている範囲内 とする(特定の競技者用の大きさであってはならない)。
- 3 義 肢 ⇒ 全ての義肢は1つ器具とみなし、**製造会社のロゴ**を 1 ヵ 所表示することができる。サイズは販売時に製品についている範囲内とする(特定の競技者用の大きさであってはならない)。

(以上、「IPC AT 規則および IPC Manufacture Guideline」に準ずる)

X その他

「IPC Manufacturer Identification Guidelines 18.9 IPC Athletics」の項も合わせて適用するものとする。